

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定に基づき、同法第6条第2項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

平成23年2月25日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アストパワーセンター 犬上郡豊郷町沢250-1 他
- 2 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 変更前 出入口2か所（出入口 ）、入口1か所（出入口 ）、出口1か所（出入口 ）
 - (2) 変更後 出入口2か所（出入口 ）、入口1か所（出入口 ）、出口1か所（出入口 ）ただし、出入口 の利用時間帯については、8時45分から22時30分までとする。
- 3 変更の理由 出入口 付近にはアパートが立地していることから、夜間の来店車両走行による騒音の影響を緩和し、周辺地域の静寂の保持に配慮するため。
- 4 届出年月日 平成23年2月9日
- 5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県湖東環境・総合事務所総務課 彦根市元町4-1
豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑375
彦根市産業部商工課 彦根市元町4-2
愛荘町農林商工課 愛知郡愛荘町安孫子825
 - (2) 縦覧期間 平成23年2月25日から平成23年6月27日まで